

○財務省令第六十六号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の一部及び関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、關係法令の規定に基づき、関稅法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年九月二十二日

財務大臣 谷垣 禎一

関稅法施行規則等の一部を改正する省令

（関稅法施行規則の一部改正）

第一条 関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「関稅法施行令（昭和二十九年政令第五十号。以下「令」という。）を「令」に改め、同条を第一条の四とし、第一条の二中「この条及び第八条において」を削り、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（指定貨物の指定の方法）

第一条の二 関稅法施行令（昭和二十九年政令第五十号。以下「令」という。）第四条の六第一項（指定貨物の指定の方法）の指定は、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭

和六十二年大蔵省告示第九十四号)に規定する輸入統計品目表の統計番号による区分ごとに行うものとする。

2 令第四条の六第二項(指定貨物の指定の方法)に規定する財務省令で定める場合とは、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

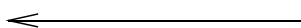
- 一 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。)別表の項の区分ごとの指定 同表の項に所属する貨物に適用される同表の税率(以下この項において「基本税率」という。)、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第二条第一項及び第二項(暫定税率)の税率(以下この項において「暫定税率」という。)、同法第八条の二第一項(特惠関税等)の関税の率(以下この項において「特惠税率」という。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(以下この項において「協定税率」という。)が、その税率の種類(基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率の別)をいう。次号において同じ。)ごとに同一の率である場合
- 二 定率法別表の号の区分ごとの指定 同表の号に所属する貨物に適用される基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率が、その税率の種類(別)ごとに同一の率である場合(前号に該当する場合を除く。)

第八条の表中「関税法第九十四条第二項」を「関税法第九十四条第三項」に、「関税法施行令第八十三条第四項」を「関税法施行令第八十三条第六項」に改め、本則に次の一条を加える。

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

第九条 前条の規定は、法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「輸入の許可を受けた貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「輸出の許可を受けた貨物に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替えるものとする。

別紙第一号書式を次のように改める。



別紙第1号書式

(第1片)

国税 取 納 金 理 資 金		納 税 告 知 書 ・ 領 取 証 書		申 告 番 号	第 号					
国庫金	(納税者)			(受入科目)	平成 年度	(取扱庁名)				
	住 所			納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	納期限 平成 年 月 日 限	延 滞 税	納付場所	合 計 額
	氏名又は名称									
	代理人			上記の合計額を領収しました。						
平成 年 月 日			領収日付印			領収者 (領収者名) (印)				
(国税取納金整理資金に関する職名 官職氏名 (印))										

(第2片)

国税 取 納 金 理 資 金		領 取 控		申 告 番 号	第 号					
国庫金	(納税者)			(受入科目)	平成 年度	(取扱庁名)				
	住 所			納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	納期限 平成 年 月 日 限	延 滞 税	納付場所	合 計 額
	氏名又は名称									
	代理人			上記の合計額を領収しました。						
平成 年 月 日			領収日付印			領収者 (領収者名) (印)				

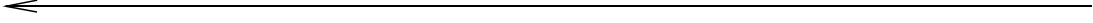
(第3片)

国税 取 納 金 理 資 金		領 取 済 通 知 書		申 告 番 号	第 号					
国庫金	(納税者)			(受入科目)	平成 年度	(取扱庁名)				
	住 所			納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	納期限 平成 年 月 日 限	延 滞 税	納付場所	合 計 額
	氏名又は名称									
	代理人			上記の合計額を領収しました。						
あて先 (国税取納金整理資金に関する職名、 官職及び氏名並びに在勤官署名及び その所在地)			領収日付印			領収者 (領収者名) (印)				

備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦9cm、横21cmとする。
- 2 各片は、1片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
- 4 納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額(延滞税の額及び合計額を除く。)は、この告知書の発行者が記載するものとする。
- 5 納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して1枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。
- 6 日本銀行(国税の取納を行なう代理店を含む。)において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、日本銀行取扱店名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。
- 7 分任国税取納命令官(分任国税取納命令官代理を含む。以下同じ。)が取り扱う関税に係る納税告知書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは「(取扱庁庁名及び分任国税取納命令官在勤官署名)」とする。
- 8 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号(賦課課税方式を適用する貨物の指定)に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項(日本工業規格)に規定する日本工業規格をいう。)X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。
- 9 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第二号書式を次のように改める。



別紙第2号書式

(第1片)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 国税 収 納 金 理 資 金 </td> </tr> </table>	国税 収 納 金 理 資 金	納付書・領収証書	申告番号				
国税 収 納 金 理 資 金							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(納税者)</td> </tr> <tr> <td>住所 _____</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称 _____</td> </tr> <tr> <td>代理人 [_____]</td> </tr> </table>	(納税者)	住所 _____	氏名又は名称 _____	代理人 [_____]	(受入科目)	平成 年度	(取扱庁名)
	(納税者)						
	住所 _____						
	氏名又は名称 _____						
	代理人 [_____]						
	◎ この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。	納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 税							
加 算 税							
加 算 税							
合 計 額							
上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) (印)		領収日付印					

(第2片)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 国税 収 納 金 理 資 金 </td> </tr> </table>	国税 収 納 金 理 資 金	領 収 控	申告番号				
国税 収 納 金 理 資 金							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(納税者)</td> </tr> <tr> <td>住所 _____</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称 _____</td> </tr> <tr> <td>代理人 [_____]</td> </tr> </table>	(納税者)	住所 _____	氏名又は名称 _____	代理人 [_____]	(受入科目)	平成 年度	(取扱庁名)
	(納税者)						
	住所 _____						
	氏名又は名称 _____						
	代理人 [_____]						
	◎ この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。	納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 税							
加 算 税							
加 算 税							
合 計 額							
上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) (印)		領収日付印					

(第3片)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 国税 収 納 金 理 資 金 </td> </tr> </table>	国税 収 納 金 理 資 金	領 収 済 通 知 書	申告番号				
国税 収 納 金 理 資 金							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(納税者)</td> </tr> <tr> <td>住所 _____</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称 _____</td> </tr> <tr> <td>代理人 [_____]</td> </tr> </table>	(納税者)	住所 _____	氏名又は名称 _____	代理人 [_____]	(受入科目)	平成 年度	(取扱庁名)
	(納税者)						
	住所 _____						
	氏名又は名称 _____						
	代理人 [_____]						
	◎ この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。	納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 税							
加 算 税							
加 算 税							
合 計 額							
上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) (印)		領収日付印					

備 考

- 1 第1号書式備考(4及び8(本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号(賦課課税方式を適用する貨物の指定)に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。)を除く。)は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。
- 2 納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。
- 3 郵便局において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、郵便局名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。
- 4 郵便物に係る納付書については、各片を領収済通知書、納付書・領収証書及び領収控の順に接続することができる。

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第

三十号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式を次のように改める。

別紙第1号書式

(第1片)

国 庫 金 (国税 収納金 整理 資金)	納税告知書・領収証書					
電算機 読取用						
年度 税関符号 取扱庁コード		本 税		円		
輸入申告等の番号 取扱庁名 (取扱庁名)		延滞税		円		
受入科目 納付場所		加算税				
告知番号 納期限 年 月 日限		合計額		円		
代理人 納税者 (住所)				納付の目的 左記の合計額を領収しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)		
(氏名又は名称)						
(国税収納金整理資金に関する職名) 官 職 氏 名 (印)						
				年 月 日		

左記のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当欄に記載の上、納付して下さい。

(第2片)

国 庫 金 (国税 収納金 整理 資金)	領 収 控 告					
年度 税関符号 取扱庁コード		本 税		円		
輸入申告等の番号 取扱庁名 (取扱庁名)		延滞税		円		
受入科目 納付場所		加算税				
告知番号 納期限 年 月 日限		合計額		円		
代理人 納税者 (住所)				納付の目的 左記の合計額を領収しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)		
(氏名又は名称)						

(第3片)

国 庫 金 (国税 収納金 整理 資金)	領 収 済 通 知 書					
この用紙は機械処理しますので汚したり、折つたり、ピンで止めたりしないで下さい。	税関符号		取扱庁コード		取扱庁名 (取扱庁名)	
	年度		整理番号			
	輸入申告等の番号		本 税		納付の目的	
	(あて先)		延 滞 税		告知番号	
	(国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地)		加 算 税		納付場所	
			合 計 額		納期限 年 月 日限	
	受入科目		加算税種別		左記の合計額を領収しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)	
	申告番号等		無 過少 申告			
	代理人		(記入例) ￥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9			
	納税者 (住所)					
(氏名又は名称)		数字は記入例にならつて黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。				

備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦9cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書・領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第1片及び第3片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。
- 2 年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額(延滞税の額及び合計額を除く。)並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。
- 3 分任国税収納命令官(分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。)が取り扱う関税等に係る納税告知書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは「(取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名)」とする。
- 4 電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもって表示することができる。
- 5 電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本工業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正)

第三条 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令(平成三年大蔵省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号の二書式を次のように改める。

国
庫
金

国税 収納金 整理 資金

領 収 済 通 知 書

この用紙は機械処理しますので汚したり、折つたり、ピンで止めたりしないで下さい。

税関符号

年度

輸入申告等の番号

(あて先)

〔 国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地 〕

受入科目

申告番号等

代理人

納税者 (住所)

(氏名又は名称)

取扱庁コード

本 税

延滞税

加算税

合計額

(記入例)

¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

数字は記入例にならつて黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。

取扱庁名

(取扱庁名)

証券受領 全部 一部

納付場所

納期限

年 月 日限

加算税種別

無 過少 申告 申告

内 証券受領 円

整理番号

納付の目的

告知番号

左記の合計額を領収しました。(領収日付印)

(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)

国
庫
金

国税 収納金 整理 資金

領 収 控 告

年度 税関符号 取扱庁コード

輸入申告等の番号 取扱庁名 (取扱庁名)

受入科目 納付場所

告知番号 納期限 年 月 日限

代理人

納税者 (住所)

(氏名又は名称)

本 税

延滞税

加算税

合計額

円

円

円

円

納付の目的

左記の合計額を領収しました。(領収日付印)

(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)

国
庫
金

国税 収納金 整理 資金

納 税 告 知 書 ・ 領 収 証 書

電算機 読取用

年度 税関符号 取扱庁コード

輸入申告等の番号 取扱庁名 (取扱庁名)

受入科目 納付場所

告知番号 納期限 年 月 日限

代理人

納税者 (住所)

(氏名又は名称)

本 税

延滞税

加算税

合計額

円

円

円

円

証券受領 全部 一部

内 証券受領 円

納付の目的

左記の合計額を領収しました。(領収日付印)

(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)

〔 国税収納金整理資金に関する職名 〕

官 職 氏 名 (印)

年 月 日

左記のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当当欄に記入の上、納付して下さい。

備 考

電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行規則（昭和52年大蔵省令第30号）別紙第1号書式備考は、この書式について準用する。

10

附 則

- 1 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを
取り繕い使用することができる。